

京都府丹後地区絹・人絹・毛織物業最低工賃

1 適用する家内労働者

京都府丹後地区（京丹後市、宮津市、舞鶴市、綾部市、福知山市、与謝郡をいう。）の区域内で絹・人絹織物業又は毛織物業に係る織布の業務に従事する家内労働者

2 適用する委託者

前号の家内労働者に前号の業務を委託する委託者

3 第1号の家内労働者に係る最低工賃額

次の表の品目欄、織機の規格欄及び品目の規格欄の区分に応じ、10,000^{こし}越につき、金額欄に掲げる金額

品目	織機の規格		品目の規格		金額	
	織機の種類	ジャガード仕口数	仕上げの重さ又はよこ緯糸の本数	仕上げ幅		
後染	小幅力織機	900口	一反が670グラム以上のもの	36センチメートルのもの	204円	
					正絹無地ちりめん（正絹変り無地ちりめん及びひとこし正絹一越ちりめんに限る。）	294円
					正絹紋りんずちりめん	327円
					正絹銀無地ちりめん	339円
先染	小幅力織機	400口	6.06ミリメートルのよこ間に緯糸が22本以上のもの		402円	
					正絹着尺	368円
帯染	小幅力織機（両六丁）	400口以上	3.03センチメートルのよこ間に緯糸が60本以上のもの		1,061円	
	小幅力織機（両八丁）				1,188円	
	小幅力織機（両十丁）	600口以上			1,398円	
	小幅力織機（両十二丁）				1,498円	

4 効力発生の日 平成13年11月22日